

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、広報運営会議（以下「会議」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(検討事項)

第 2 条 会議は、教育研究審議会の方針を受け、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 大学の広報計画に関すること。
- (2) 大学説明会（学外説明会を含む）の実施に関すること。
- (3) その他本学の広報活動に関すること。

(組織)

第 3 条 会議は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 担当する教育研究審議会委員（以下「審議会委員」という。）
- (2) 美術科及びデザイン科の各専攻並びに工芸科及び一般教育等（以下「各専攻等」という。）から選出された教員 各 1 人
- (3) 事務局次長
- (4) 前各号に掲げる者のほか、会議の長が特に必要と認める者

(構成員の指名)

第 4 条 会議の構成員（以下「構成員」という。）は、各専攻等の推薦に基づき、理事長が指名する。

(審議会委員の職務)

第 5 条 審議会委員は、教育研究審議会の方針を受け、会議を総括し、代表する。

2 審議会委員は、必要に応じて会議を招集することができる。

(会議の長)

第 6 条 会議に長を置き、構成員の互選を経て教育研究審議会の承認により理事長が選任する。

2 会議の長は、審議会委員を補佐し、会議の議事の進行に当たる。

3 会議の長は、審議会委員の指示により、その職務を代理する。

(代理出席)

第 7 条 構成員は、やむを得ない理由があるときは、審議会委員の承認を得て代理者を出席させることができる。

(意見の聴取)

第 8 条 審議会委員は、必要があると認めるときは、構成員以外のものを会議に出席させ、意見を聞くことができる。

(報告)

第 9 条 審議会委員は、会議の検討結果を速やかに理事長に報告しなければならない。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。